

広島高速 5 号線（拡幅部）上部工詳細設計業務 説明書

1. 業務の概要

1) 業務名 広島高速 5 号線（拡幅部）上部工詳細設計業務

2) 業務内容

① 本業務は、広島高速 2 号線と 5 号線が接続する拡幅部の上部工詳細設計を行うものである。

・上部工詳細設計 1 式

② 本業務において技術提案を求めるテーマは、以下に示す事項である。

本業務は、広島高速 5 号線本線拡幅部の鋼上部工詳細設計を行うものであり、特に、既設橋と一体拡幅となる中山 P1 から P3 間の C ランプ側拡幅部及び中山 P1 から P4 間の D ランプ側拡幅部は構造的な配慮が必要であることから、一体拡幅構造の設計が重要となる。このため、本業務において求めるテーマは、以下に示すとおりとする。

・既設橋と一体拡幅構造となる上部工設計における配慮事項について

3) 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約締結の日から令和 5 年 7 月 31 日まで

4) 業務実施上の条件

① 参加表明書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

・同種業務の実績

参加表明書を提出する者は、次に示される「同種業務」（以下「同種業務」という。）について、平成 19 年度以降に完了した業務において、1 件以上の実績を有さなければならない。

同種業務：道路橋における鋼橋の設計業務

※ 予備設計又は実施（詳細）設計の実績とする。（補修設計、修正設計は含まない。）

※ 国、都道府県、政令指定都市、高速道路 6 社又は地方道路公社が発注した、高規格幹線道路又は地域高規格道路における実績に限る。

② 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

・配置予定技術者の資格

管理技術者・管理補助技術者は、以下の何れかに該当する資格保有者とする。

管理技術者・管理補助技術者：

ア) 技術士（総合技術監理部門：建設-鋼構造及びコンクリート、又は建設部門：鋼構造及びコンクリート）

イ) 土木学会認定技術者（特別上級土木技術者：分野-鋼・コンクリート）

ウ) 国土交通省登録資格技術者（施設分野：橋梁-業務：計画・調査・設計）

- ・管理技術者・管理補助技術者に必要とされる同種業務の実績

管理技術者・管理補助技術者は、平成 19 年度以降に完了した業務において「同種業務」の実績を有すること。ただし、照査技術者として従事した実績は除く。また、対象となる業務実績については所属する会社は問わない。

- ・手持ち業務量

参加表明書提出期限日時点の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む）

管理技術者・管理補助技術者：

手持ち業務の件数が 10 件未満である者。手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が 500 万円以上の業務をいう。

担当技術者：手持ち業務の件数が 10 件未満である者。手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が 500 万円以上の業務をいう。

- ③ 当該業務に携わる管理技術者、管理補助技術者、主たる担当技術者及び照査技術者については、直接的な雇用関係にあること。また、雇用関係を確認できるものの写し（健康保険証等）を添付することとし、個人情報保護の観点から、保険者番号及び被保険者等記号・番号を復元できない程度にマスキング処理を施すこと。
- ④ 業務の打合せの回数は 8 回とし、第 1 回及び成果物納入時の打合せには管理技術者・管理補助技術者が出席するものとする。
- ⑤ 照査は、道路構造令、道路橋示方書、広島高速道路事業における調査基準及び設計照査要領等に基づき実施するものとする。
- ⑥ 検討に必要な資料は貸与する。
 - ・ 高速 5 号線温品地区橋梁概略設計その他業務（令和 3 年度）（抜粋）

5) 成果物

成果物は次のとおりとする。

- ・ 電子媒体（CD-R 等） 2 部

6) 若手技術者の育成支援

本業務は、若手技術者の育成支援を目的とした試行業務である。参加表明書提出期限日時点で、満 40 歳以下の技術者を管理技術者に配置する際は、管理補助技術者を追加配置できる。管理補助技術者を配置する場合の要件・評価は以下のとおりとする。

なお、管理補助技術者は担当技術者として配置するものとする。

- ・ 管理補助技術者に対する要件
管理技術者と同じ（管理技術者・管理補助技術者ともに必要）。
- ・ 技術提案書の提出者の選定、技術提案書の評価
管理技術者に替え、管理補助技術者の評価値を採用する。

7) BIM/CIM 活用業務について

本業務は、国土交通省が提唱する i-Construction の取り組みにおいて、BIM/CIM (Building/ Construction Information Modeling, Management) を導入することによ

り、ICTの全面的活用を推進し、BIM/CIMモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的として実施する業務（受注者希望型）である。

本業務は、契約後、調査職員へBIM/CIMの活用に係る提案・協議を行い、協議が整った場合に、受注者希望型としてBIM/CIM活用業務とすることができる。

8) その他

- ・本業務の契約書は、別添の契約書（案）、調査・設計業務等委託契約約款、特記仕様書（案）、図面のとおりとする。

2. 担当部局

1) 入札・契約手続に関すること

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課経理係 電話 (082) 508-6848

2) 業務内容・技術資料に関すること

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 建設部建設第二課 電話 (082) 508-6855

3. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添（様式-1～7 A4判）に示すとおりとする。

2) 参加表明書の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
予定管理技術者の経歴等 (様式-2-①) (様式-2-②)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定管理技術者について、経歴等を記載する。 ④保有資格の記入欄が不足する場合は適宜追加してよい。 ⑤同種業務の実績に記載する件数は最大1件とする。 ⑥手持業務の状況は参加表明書提出期限日時点、広島高速道路公社以外の発注者のものも含めすべて記載する。手持業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が500万円以上の他の業務をいう。 ⑥手持業務の状況について、プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ⑦当該部門の従事期間は、本業務の公告日現在の鋼構造及びコンクリート部門の従事期間について業務名と対応する期間を記載する。 ⑧優秀技術者表彰等の経歴は、技術者の鋼構造及びコンクリート部門の優秀技術者表彰又は優良業務表彰を受けた経歴を記載する。国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社又は地方道路公社発注の平成19年度以降に完了した業務において表彰を受けたものを対象とする。過去の受賞歴は、業務名、賞の名称、受賞年月を記載すること。なお、表彰の写しを添付すること。 ⑩技術者の同種業務の業務評定点を記載する。国、都道府県、

	政令指定都市、高速道路6社又は地方道路公社発注の平成24年度以降に完了した業務において評価通知書を受けたものを評価対象とする。なお、業務評価通知書の写しを添付すること。
予定管理技術者の過去15年間の同種業務実績 (様式-3-①) (様式-3-②)	<ul style="list-style-type: none"> 様式-2-①または-②で記載した配置予定管理技術者が過去に従事した「同種業務」の実績について記載する。 記載する業務は平成19年度以降に完了した業務とする。 業務実績の記載にあたり、所属する企業が異なる場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 図面、写真等を引用する場合も含め、A4用紙に1枚以内で記載する。
業務実施体制 (1) (様式-4)	<ul style="list-style-type: none"> 企業の業務実施体制を記入する。 再委託を行わない場合は記載しなくてよい。 他の企業に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由(企業の技術的特徴等)を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。
企業の過去15年間の同種業務実績 (様式-5)	<ul style="list-style-type: none"> 企業が過去に受託した「同種業務」の実績について記載する。 記載する業務は平成19年度以降に完了した業務とする。 記載する件数は、1件とする。 図面、写真等を引用する場合も含め、1枚以内に記載する。
業務実施体制 (2) (様式-6)	<ul style="list-style-type: none"> 本業務を実施する技術者の体制を記載する。 担当技術者は、実施する分担業務ごとに代表技術者を1名ずつ最大3名まで記載する。 担当技術者等が参加表明者と異なる企業等に属する場合は、企業名等を記載する。 担当技術者については、特定後の追加・変更・削除は出来ない。
企業の優良業務表彰の実績 (様式-7)	<ul style="list-style-type: none"> 企業の優良業務表彰を受けた経歴を記載する。国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社又は地方道路公社発注の平成19年度以降に完了した当該部門の業務において表彰を受けたものを対象とする。なお、表彰の写しを添付すること。

3) 同種業務実績の確認資料

同種業務の実績として記載した業務に係る TECRIS の写しを提出すること。

4. 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限：令和4年6月3日（金）午後5時00分までとする。
- ② 提出場所：2. 1) に同じ
- ③ 提出方法：参加表明書は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）することとし、一般書留及び簡易書留以外の郵送、持参及び FAX によるものは受け付けない。

5. 説明書の内容についての質問の受付及び回答

- 1) 説明書に対する質問は次に従い提出することができる。（様式は自由）

- ① 受付場所：2. 1) に同じ。

- ② 受付期間：公告の日から令和4年7月5日(火)の午前9時00分から午後5時00分まで(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)
 - ③ 受付方法：質問は持参又は郵送(一般書留又は簡易書留に限る。)することとし、一般書留及び簡易書留以外の郵送及びFAXによるものは受け付けない。
- 2) 質問に対する回答書は、質問を受理した日から7日間(休日を含まない。)以内に広島高速道路公社ホームページ(<http://www.h-exp.or.jp>)において閲覧に供する。
- ① 閲覧場所：2. 1)に同じ。
 - ② 閲覧期間：閲覧に供した日から技術提案書の提出期限の前日までの午前9時00分から午後5時00分まで(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)
6. 技術提案書の提出者を選定するための基準および技術提案書の提出者に要求される資格要件
- 1) 技術提案書の提出者に要求される資格
- 次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。
- (1) 公告の日において、広島高速道路公社における令和3・4年度測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿に登録を有しており、かつ、広島県における令和3・4年度測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿に、「土木関係建設コンサルタント」分野の「鋼構造及びコンクリート」部門において国土交通省の建設コンサルタント登録を有することが確認できる者であること。
 - (2) 広島高速道路公社契約細則第2条に該当していないこと。
 - (3) 次のいずれにも該当していないこと。
 - ① 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島高速道路公社が別に定める手続に基づく入札参加資格の再認定を受けていない者。
 - ② 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島高速道路公社が別に定める手続に基づく入札参加資格の再認定を受けていない者。
 - ③ 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者。
 - (4) 公告の日から特定の日までの間において、広島高速道路公社競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
 - (5) 公告の日から特定の日までの間において、営業停止処分(本件業務の入札に参加し、又は本件業務の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。)を受けていない者であること。
 - (6) 広島県内に、本店又は支店等(継続して契約権限等を受任しているものに限る。)を有する者であること。
 - (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は、除く。

- ア 親会社と子会社の関係にある場合
- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

- ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2) 技術提案書の提出者を選定するための基準

管理補助技術者を配置する場合、「配置予定管理技術者の経験及び能力」は配置予定管理補助技術者の評価を採用する。なお、下記のいずれかに該当する場合、技術提案書の評価は、配置予定管理技術者の評価値を採用する。

- ・配置予定管理技術者が参加表明書提出期限日時点で満41歳以上の場合
- ・様式-2-②及び3-②の提出がない場合
- ・配置予定管理補助技術者が「配置予定技術者に要求される資格要件」を満足しない場合

評価項目	評価の着目点			評価のウェイト
	専門技術力	成果の確実性	判断基準	
参加表明者の経験及び能力		平成24年度以降の同種業務の実績の有無	下記の順位で評価する。 ① 平成29年度以降に完了した同種業務の実績がある。 ② 平成24年度以降に完了した同種業務の実績がある。 ③ ①②以外	①10 ②6 ③加算しない
		平成24年度以降に完了した同種業務の業務成績	国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社又は地方道路公社発注の平成24年度以降に完了した同種業務の業務成績評定における評価点を下記の順位で評価する。 ① 85点以上 ② 70点以上85点未満 ③ 70点未満 なお、平成24年度以降の業務実績がない場合又は評定点が通知されていない場合は加点しない。	①10 ②6 ③加算しない

			平成 19 年度以降の当該部門での業務表彰の有無 当該部門： 鋼構造及びコンクリート	国、都道府県、政令指定都市、高速道路 6 社又は地方道路公社発注の平成 19 年度以降に完了した当該部門の優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 広島高速道路公社の優良業務表彰、中国地方整備局の局長表彰、広島県及び広島市の特別表彰の実績がある。 ② 上記以外の表彰の実績がある。 ③ ①②以外	① 1 0 ② 6 ③ 加算しない
		事故及び不誠実な行為	広島高速道路公社から建設コンサルタント業務等に関し、以下の措置を受けている期間である場合、下記の順位で評価を減ずる。なお、減点は注意を受けた翌日より 30 日の期間が、本業務の公告から参加表明書提出期限の間にかかる場合に行う。 ① 文書注意 ② 口頭注意		① - 5 ② - 3
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 技術士（総合技術監理部門：建設-鋼構造及びコンクリート、又は建設部門：鋼構造及びコンクリート）を有する者。 土木学会認定技術者（特別上級土木技術者：(分野-鋼・コンクリート)）の資格を有する者。 ② 国土交通省登録資格技術者（施設分野：橋梁-業務：計画・調査・設計）の資格を有する者。 ③ ①②以外	① 1 0 ② 6 ③ -
	専門技術力	業務執行技術力	平成 24 年度以降の同種業務の実績の有無	下記の順位で評価する。 ① 平成 29 年度以降に完了した同種業務の実績がある。 ② 平成 24 年度以降に完了した同種業務の実績がある。 ③ ①②以外 なお、照査技術者として従事した業務は除く。また、対象となる業務実績については所属する会社は問わない。	① 1 0 ② 6 ③ 加算しない
			平成 24 年度以降に完了した同種業務の業務成績	国、都道府県、政令指定都市、高速道路 6 社又は地方道路公社発注の平成 24 年度以降に完了した同種業務の業務成績評定における評価点を下記の順位で評価する。 ① 85 点以上 ② 70 点以上 85 点未満 ③ 70 点未満 なお、平成 24 年度以降の業務実績がない場合又は評定点が通知されていない場合は加点しない。照査技術者として従事した業務は除く。また対象となる業務実績については所属する会社は問わない。	① 1 0 ② 6 ③ 加算しない
			当該部門従事期間	下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が 13 年以上 ② 当該部門の従事期間が 8 年以上 ③ ①②以外 なお、従事期間は本業務の公告日現在での年数で評価する。また、照査技術者として従事した業務は除く。	① 5 ② 3 ③ 加算しない
			当該部門： 鋼構造及びコンクリート		

		平成 19 年度以降の当該部門での技術者表彰経験の有無	国、都道府県、政令指定都市、高速道路 6 社又は地方道路公社発注の平成 19 年度以降に完了した当該部門の業務について、優秀技術者表彰又は優良業務表彰の経験を下記の順位で評価する。 ① 当該部門の優秀技術者表彰がある。 ② 管理又は担当技術者として当該部門の優良業務表彰がある。 ③ ①②以外 なお、照査技術者として従事した業務は除く。	① 5 ② 3 ③ 加算しない	
	専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数(特定後未契約のものを含む)	手持ち業務の件数が 10 件以上の場合は特定しない。(手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている 500 万円以上の他の業務を指す。)	—
業務実施体制	業務実施体制の妥当性			下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委託の内容が、主たる部分の場合。 ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。	—

技術提案書の提出者として選定したものには、選定通知書をもって通知する。

3) 技術提案書の提出者の選定数

技術提案書の提出者は 3～5 者選定する。ただし、同評価の提出者が 5 者を越えて存在する場合には下記の順位で選定する。

- (1) 過去 2 年間(令和 2・3 年度)の広島高速道路公社の土木関係コンサルタント業務の業務成績の平均点の高い者。
- (2) 広島高速道路公社における手持ち業務量の少ない者。

7. 非選定理由に関する事項

- 1) 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由(以下「非選定理由」という。)を書面により広島高速道路公社理事長から通知する。
- 2) 上記 1) の通知を受けた者は、次に従い広島高速道路公社理事長に対して非選定理由について説明を求めることができる。(様式は自由)
 - ① 受付場所：2. 1) に同じ。
 - ② 受付期間：通知をした日の翌日から起算して 7 日(休日を含まない。)以内の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)
 - ③ 受付方法：持参又は郵送(一般書留又は簡易書留に限る。)することとし、一般書留及び簡易書留以外の郵送並びに FAX によるものは受け付けない。
- 3) 上記 2) の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内に書面により行う。

8. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

- 1) 技術提案書作成上の基本事項

特定テーマに対する技術提案については、本業務における具体的な配慮事項について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

2) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は別添（様式－8～12）に示されるとおりとする。

3) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
主たる予定担当技術者の経歴等（様式－9）	<ul style="list-style-type: none"> • 配置予定担当技術者について、経歴等を記載する。 ④保有資格の記入欄が不足する場合は適宜追加してよい。 ⑤同種業務の実績に記載する件数は最大1件とする。 ⑥手持業務の状況は参加表明書提出期限日時点、広島高速道路公社以外の発注者のものも含めすべて記載する。手持業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が500万円以上の他の業務をいう。 ⑥手持業務の状況について、プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ⑩技術者の同種業務の業務評定点を記載する。国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社又は地方道路公社において評定通知書を受けたものを対象とする。なお、業務評定通知書の写しを添付すること。
予定照査技術者の経歴等（様式－10）	<ul style="list-style-type: none"> • 配置予定照査技術者について、経歴等を記載する。 ④保有資格の記入欄が不足する場合は適宜追加してよい。 ⑤同種業務の実績に記載する件数は最大1件とする。 ⑥手持業務の状況は参加表明書提出期限日時点、広島高速道路公社以外の発注者のものも含めすべて記載する。手持業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が500万円以上の他の業務をいう。 ⑥手持業務の状況について、プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ⑩技術者の同種業務の業務評定点を記載する。国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社又は地方道路公社において評定通知書を受けたものを対象とする。なお、業務評定通知書の写しを添付すること。
実施方針・実施フロー・工程表（様式－11）	<ul style="list-style-type: none"> • 業務の実施方針、業務フローチャート、工程計画について簡潔に記載する。 • A4版1枚に記載する。
特定テーマに対する技術提案（様式－12）	<ul style="list-style-type: none"> • 本説明書の1.2)業務内容に示した、特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。 • 記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ないが、本件のために作成したCGや詳細図面等を用いることは認めない。 • 1テーマにつきA4判1枚に記載する。

参考見積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務に係る参考見積を提出すること。 ・ なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼する。 ・ 記載様式は特に定めないが、A4判に記載する。
------	---

4) 業務量の目安

本業務の参考業務規模は、130 百万円程度を想定している。

5) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

6) 技術提案書の無効

提出書類について、本説明書及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

7) 既存資料の貸与

技術提案書の作成にあたり、以下の電子データの貸与を受けることができる。

- ① 資料名：高速5号線温品地区橋梁概略設計その他業務（令和3年度）（抜粋）
- ② 貸与受付期間：公告の日から技術提案書の提出期限の前日までの午前9時00分から午後5時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）
- ③ 貸与期間：②に示す期間満了日又は本件入札に参加しないことが確定した日までとし、その翌日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）に、持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）により返却すること。
- ④ 貸与場所：2. 1) に同じ
- ⑤ 貸与方法：受取希望日を上記貸与場所の連絡先まで事前に連絡の上、様式-13「業務成果貸与申請書」と引き換えに貸与を受けること
- ⑥ 注意事項
 - ・ 貸与した電子データの複製は禁止する。
 - ・ 貸与した電子データは、本件における申請書等の作成以外の目的で使用することを禁止する。
 - ・ 貸与した電子データの内容を第三者へ漏らしてはならない。
 - ・ 貸与した電子データの内容に関する広島高速道路公社への質問等は受け付けない。
 - ・ 貸与した電子データの内容を作成した各企業に問い合わせを行ってはならない。

8) 技術提案書の特定

技術提案書の評価は、下記の評価項目及び判断基準に基づいて評価し、最高得点の技術者を特定するものとする。ただし、同評価（同点）の提出者が複数となった場合には、以下の順位で特定する。

- (1) 過去2年間（令和2年・3年度）の広島高速道路公社の土木関係コンサルタント業務の業務成績の平均点の高い者。

(2) 広島高速道路公社における手持ち業務量の少ない者

9. 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

技術提案書の提出者に選定された者は、次に従い、技術提案書を提出するものとする。

広島高速道路公社理事長は、技術提案書を提出した者の中から特定し、特定された者に対して書面により通知する。

なお、提出期限までに技術提案書が提出されなかった場合は、特定されない。

- 1) 提出期限：令和4年7月15日（金）午後5時00分 必着
- 2) 提出場所：2. 1) に同じ
- 3) 提出方法：3部を郵送することとし、持参又は電送によるものは認めない。なお、郵送方法は一般書留又は簡易書留のいずれかの方法にて行うこと。

10. 技術提案書を特定するための評価基準

- 1) 技術提案書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウェイトは、以下のとおりである。

なお、管理補助技術者を配置する場合、「配置予定管理技術者の経験及び能力」は配置予定管理補助技術者の評価を採用する。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、配置予定管理技術者の評価値を採用する。

- ・配置予定管理技術者が参加表明書提出期限日時点で満41歳以上の場合
- ・様式-2-②及び3-②の提出がない場合
- ・配置予定管理補助技術者が、「配置予定技術者に要求される資格要件」を満たさない場合

評価項目	評価の着目点				評価のウェイト
	判断基準				
配置予定管理技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	① 10 ② 6 ③ —
		専門技術力	業務執行技術	平成24年度以降の同種業務の実績の有無	
				下記の順位で評価する。 ① 技術士（総合技術監理部門：建設-鋼構造及びコンクリート、又は建設部門：鋼構造及びコンクリート）を有する者。 土木学会認定技術者（特別上級土木技術者：(分野-鋼・コンクリート)）の資格を有する者。 ② 国土交通省登録資格技術者（施設分野：橋梁-業務：計画・調査・設計）の資格を有する者。 ③ ①②以外	
				下記の順位で評価する。 ① 平成29年度以降に完了した同種業務の実績がある。 ② 平成24年度以降に完了した同種業務の実績がある。 ③ ①②以外 なお、照査技術者として従事した業務は除く。また、対象となる業務実績については所属する会社は問わない	① 10 ② 6 ③ 加算しない

			平成 24 年度以降に完了した同種業務の業務成績	国、都道府県、政令指定都市、高速道路 6 社又は地方道路公社発注の平成 24 年度以降に完了した同種業務の業務成績評定を下記の順位で評価する。 ① 85 点以上 ② 70 点以上 85 点未満 ③ 70 点未満 なお、平成 24 年度以降の業務実績がない場合又は評定点が通知されていない場合は加点しない。照査技術者として従事した業務は除く。また、対象となる業務実績については所属する会社は問わない。	① 10 ② 6 ③ 加算しない	
			当該部門 従事期間	下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が 13 年以上。 ② 当該部門の従事期間が 8 年以上。 ③ ①②以外 なお、従事期間は本業務の要請日現在での年数で評価する。また、照査技術者として従事した業務は除く。	① 5 ② 3 ③ 加算しない	
			当該部門：鋼構造及びコンクリート	平成 19 年度以降の当該部門での技術者表彰経験の有無	国、都道府県、政令指定都市、高速道路 6 社又は地方道路公社発注の平成 19 年度以降に完了した当該部門の業務について、優秀技術者表彰又は優良業務表彰の経験を下記の順位で評価する。 ① 当該部門の優秀技術者表彰がある。 ② 管理又は担当技術者として当該部門の優良業務表彰がある。 ③ ①②以外 なお、照査技術者として従事した業務は除く。また、対象となる業務実績については所属する会社は問わない。	① 5 ② 3 ③ 加算しない
			専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数(特定後未契約のものを含む)	手持ち業務の件数が 10 件以上の場合は特定しない。(手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている 500 万円以上の他の業務を指す。)
配置予定 担当技術者の経験 及び能力	主たる担当技術者	資格要件	技術者資格 その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 技術士(総合技術監理部門：建設-鋼構造及びコンクリート、又は建設部門：鋼構造及びコンクリート)を有する者。 ② RCCM(鋼構造及びコンクリート)を有する者。 ③ ①②以外	① 5 ② 3 ③ 加算しない	
		専門技術力	業務執行技術力	平成 24 年度以降の同種業務の実績の有無	下記の順位で評価する。 ① 平成 29 年度以降に完了した同種業務の実績がある。 ② 平成 24 年度以降に完了した同種業務の実績がある。 ③ ①②以外 なお、対象となる業務実績については所属する会社は問わない。	① 5 ② 3 ③ 加算しない
				平成 24 年度以降に完了した同種業務の業務成績	国、都道府県、政令指定都市、高速道路 6 社又は地方道路公社発注の平成 24 年度以降に完了した同種業務の業務成績評定を下記の順位で評価する。 ① 85 点以上 ② 70 点以上 85 点未満 ③ 70 点未満 照査技術者として従事した業務は除く。また、対象となる業務実績については所属する会社は問わない。	① 5 ② 3 ③ 加算しない
		専任性	専任性	手持ち業務金額(特定後未契約のものを含む)	手持ち業務の件数が 10 件以上の場合は特定しない。(手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている 500 万円以上の他の業務を指す。)	—

配置予定 照査技術 者の経験 及び能力	照査技術者	資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 技術士（総合技術監理部門：建設-鋼構造及びコンクリート、又は建設部門：鋼構造及びコンクリート）を有する者。 ② R C C M（鋼構造及びコンクリート）を有する者。 ③ ①②以外	① 5 ② 3 ③ 加算しない
		専門技術力	業務執行技術力	平成 24 年度以降の同種業務の実績の有無	下記の順位で評価する。 ① 平成 29 年度以降に完了した同種業務の実績がある。 ② 平成 24 年度以降に完了した同種業務の実績がある。 ③ ①②以外 なお、対象となる業務実績については所属する会社は問わない。	① 5 ② 3 ③ 加算しない
				平成 24 年度以降に完了した同種業務の業務成績	国、都道府県、政令指定都市、高速道路 6 社又は地方道路公社発注の平成 24 年度以降に完了した同種業務の業務成績評定を下記の順位で評価する。 ① 85 点以上 ② 70 点以上 85 点未満 ③ 70 点未満 照査技術者として従事した業務は除く。また、対象となる業務実績については所属する会社は問わない。	① 5 ② 3 ③ 加算しない
管理技術者	ヒアリング	専門技術力	専門技術力の確認	実績として挙げた業務の担当分野に、中心的・主体的に参画したことが伺える場合に優位に評価する。	1 0	
		取り組み姿勢	業務への取り組み姿勢	提案した特定テーマに関する補足説明が明確で、業務に対する質問もあり、取り組み意欲が強く感じられる場合に優位に評価する。	1 0	
		コミュニケーション力	質問に対する応答性	質問に対する応答が明快、かつ迅速な場合に優位に評価する。	1 0	
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度			下記の順位で評価する。 ① 目的、条件、内容の理解度が高い。 ② 上下に該当しない。 ③ 目的、条件、内容の理解度が著しく低い。	① 1 0 ② 6 ③ 加算しない	
	実施手順	実施フロー		下記の順位で評価する。 ① 業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い。 ② 上下に該当しない。 ③ 業務実施手順を示す実施フローの妥当性が著しく低い。	① 1 0 ② 6 ③ 加算しない	
		工程計画		下記の順位で評価する。 ① 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い。 ② 上下に該当しない。 ③ 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が著しく低い。	① 1 0 ② 6 ③ 加算しない	
	その他			業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に評価する。	1 0	
				地域の実情を把握したうえで、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。	1 0	
特定テーマに対する技術提案	特定テーマ	的確性		下記の順位で評価する。 ① 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い。 ② 上下に該当しない。 ③ 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が著しく低い。	① 3 0 ② 1 8 ③ 加算しない	
				下記の順位で評価する。 ① 着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が認められる。 ② 上下に該当しない。 ③ 着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されておらず、本業務を遂行するにあたって有効性が全く認められない。	① 3 0 ② 1 8 ③ 加算しない	

	実現性	下記の順位で評価する。 ① 提案内容に説得力がある。 ② 上下に該当しない。 ③ 提案内容に説得力が全くない。	① 30 ② 18 ③ 加算しない
		下記の順位で評価する。 ① 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている。 ② 上下に該当しない。 ③ 提案内容の裏付ける類似実績などが全く明示されていない。	① 30 ② 18 ③ 加算しない
参考見積	業務コストの妥当性	提示した業務規模とかけ離れているか否か、または提案内容に対して見積もりが不適切な場合には特定しない。	—

2) 技術提案書の記載内容及びヒアリングへの聞き取り内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。

(1) 技術提案の非特定事項

- ・ 内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない。
- ・ 業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
- ・ 実施方針と特定テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。

(2) ヒアリングの非特定事項

- ・ 技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない。
- ・ 本業務の目的、内容又は技術提案の内容を理解していない。
- ・ 質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切。
- ・ ヒアリングに欠席した場合。

11. ヒアリング

1) 以下のとおりヒアリングを行う。

- ① 実施方法：Web を使用することとし、接続等の詳細は別途通知する。
- ② 実施期間：令和4年7月25日（月）～令和4年7月26日（火）
- ③ ヒアリングの時間は別途通知する。なお、ヒアリング実施日時に出席できない場合は事前に協議すること。
- ④ 出席者：管理技術者

2) ヒアリングでは技術提案書に記載された以下の事項について質疑応答を行う。

- ① 配置管理技術者の経歴について
- ② 配置管理技術者の業務実績について
- ③ 取り組み姿勢（業務の着眼点・実施方針）について
- ④ 特定テーマについて
- ⑤ 参考見積について

3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

4) 管理補助技術者を配置する場合は、管理補助技術者はヒアリングに参加し、管理技術者の説明・回答を補助することができる。

12. 特定に関する事項

- 1) 技術提案書が特定された者に対しては、書面により通知する。
- 2) 特定日については、下記の日時を予定している。

特定予定日：令和4年8月3日（水）

ただし、特定後、特定を辞退する場合は、特定を辞退した者に対して、指名停止の措置を行う場合がある。

13. 非特定理由に関する事項

- 1) 技術提案書を提出した者のうち特定しなかった者に対して、特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を書面により通知する。
- 2) 上記1)の通知を受けた者は、次に従い広島高速道路公社理事長に対して非特定理由について説明を求めることができる。（様式は自由）
 - ① 受付場所：2. 1)に同じ。
 - ② 受付期間：通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内の午前9時00分から午後5時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）
 - ③ 受付方法：持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）することとし、一般書留及び簡易書留以外の郵送並びにFAXによるものは受け付けない。
- 3) 上記2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

14. 提案内容に基づく業務の実施

技術提案について、提案内容に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

契約書に明記された技術提案の内容が受注者の責により実施されなかった場合には、契約書に基づき補修の請求、又は補修に代え若しくは補修するとともに損害の請求を行うことが出来る。

また、業務成績評点の減点対象とする。

15. 支払条件

別冊契約書（案）のとおり。

16. 関連情報を入手するための照会窓口

2. に同じ

17. 成果物の瑕疵に伴う措置

技術提案書の提出要請を行った日より、過去2年以内（修正願（文書）の提出日より起算）に成果物の瑕疵が発見され、広島高速道路公社から警告文書を受けた受注者及び従事した技術者に対しては、技術提案書の特定をするための評価を50%減ずるものとする。

18. その他の留意事項

- 1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者および技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。
- 3) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- 4) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- 5) 提出された参加表明書は返却しない。なお、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- 6) 特定されなかった場合には、技術提案書を返却する。なお、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。また、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- 7) 参加表明書及び技術提案書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した予定技術者（管理補助技術者を含む）は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。なお、担当技術者、照査技術者が評価対象となっていない場合は、この限りではない。
- 8) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- 9) 参加表明書提出後、特定又は非特定通知を受けるまでの間であれば辞退はいつでも可能である。なお、辞退を行う場合には郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）することとし、一般書留及び簡易書留以外の郵送、持参及びFAXによるものは受け付けない
- 10) TECRIS に登録のある業務については、TECRIS 登録情報を基に評価を行う。ただし、TECRIS 登録データでは、公社が求める履行実績を客観的に把握することが難しい事項については、当該業務の委託契約書、仕様書、図面の写しをあわせて提出することができるものとする。

以上により難しい場合は、様式-14の「履行実績証明（願）書」を作成の上、発注者の証明を受けて提出すること。

11) 管理技術者・管理補助技術者の交代等

本業務の履行期間中は予定管理技術者及び予定管理補助技術者の契約金額が500万円以上の手持ち業務量が件数で10件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者・管理補助技術者を以下の全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続させる場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。なお、技術提案書提出要請日から契約締結までの期間の手持ち業務量は契約締結後速やかに報告す

るものとし、取扱いは業務履行中の手持ち業務と同様とする。

- ① 当該管理技術者と同等の同種実績を有する者
- ② 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 手持ち業務量が本説明書及び特記仕様書（案）において設定している管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

管理補助技術者の交代の場合は、①～③の「管理技術者」を「管理補助技術者」に読み替える。